

総社市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月29日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第33号

総社市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

総社市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する規則（平成31年総社市規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）を加える。

改正後	改正前
<p>(登録証明書の返還)</p> <p>第8条 宣誓者は、次のいずれかの場合に該当するときは、パートナーシップ登録証明書返還届（様式第5号）に必要事項を自ら記入のうえ、登録証明書を添えて市長に届け出なければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 当事者の一方又は双方が市外に転出したとき <u>（次条に規定する届出があった場合を除く。）</u>。</p> <p><u>（協定自治体への転出）</u></p> <p>第9条 <u>本市とパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している市区町村（以下「協定自治体」という。）に転出する宣誓者で、転出先の協定自治体において登録証明書を継続使用しようとするものは、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>（協定自治体からの転入）</u></p> <p>第10条 <u>協定自治体から本市に転入した者で、当該協定自治体において登録証明書等（登録証明書と同等の効力を有するものに限る。）の継続使用を届け出たもの（以下「継続使用者」という。）は、当該登録証明書等を</u></p>	<p>(登録証明書の返還)</p> <p>第8条 宣誓者は、次のいずれかの場合に該当するときは、パートナーシップ登録証明書返還届（様式第5号）に必要事項を自ら記入のうえ、登録証明書を添えて市長に届け出なければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 当事者の一方又は双方が市外に転出したとき。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>継続して使用することができる。</u></p> <p><u>2 市長は、継続使用者が協定自治体において行った宣誓を、条例第12条第1項の宣誓とみなし、パートナーシップ登録簿への登録を行うものとする。ただし、同条第2項に規定する登録証明書の交付は、継続使用者から申出があった場合に限り、行うものとする。</u></p> <p><u>3 前3条の規定は、継続使用者について準用する。</u> (その他)</p> <p>第11条 略</p>	<p>(その他)</p> <p>第9条 略</p>

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。